

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

10

2022

October

特集

多文化共生社会をめざして ～在日外国人が抱える生活ニーズを考える～

東洋大学 教授 加山 弾

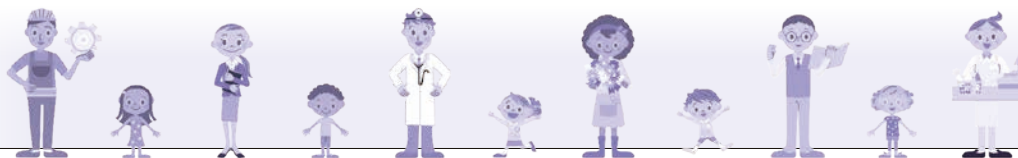
事例紹介 大阪市生野区民生委員児童委員協議会

- 災害に備える
障がいのある方に対する
「避難誘導地図」「要支援意思表示タオル」の配付
兵庫県明石市民生児童委員協議会
- 全民児連だより
得能会長が、静岡県熱海市
土石流災害の被災地を訪問
- 人権について考える
犯罪被害者等の人権について考える②



多文化共生社会をめざして

～在日外国人が抱える生活ニーズを考える～



現在、全国に多くの外国籍や外国にルーツをもつ日本国籍の方がたが生活をしています。こうした方がたの日本での生活では、言葉の壁や文化の違いから社会的孤立に陥りやすく、さまざまな生活課題を抱えるケースがあります。さらに新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、経済的困窮の問題も顕在化しています。

総務省は『多文化共生の推進に関する研究会 報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～』（平成18（2006）年）で、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら 地域社会の構成員としてともに生きていくことを「多文化共生」と定義しています。違いを認め、地域社会の構成員としてともに生きていくことができる社会、すなわち「多文化共生社会」の実現をめざすことが重要です。

そこで本号では、東洋大学の加山弾教授に、コロナ禍における外国籍住民等のもつニーズや、支援のあり方、地域共生社会における多文化共生社会の位置づけについて解説いただくとともに、大阪市生野区民児協の在日外国人に対する具体的な取り組みを紹介します。

外国籍住民と共に暮らすことは

生活者としてのニーズを知る

◆ 東洋大学
教授 加山 弾 かやま だん

1. コロナ禍における 外国籍住民のニーズ

日本で暮らす外国籍や外国にルーツをもつ日本国籍の方がた（以下、外国籍住民等）がコロナ禍でどのような困難に直面しているかは、あまり報道されていないのではないだろうか。出入国が制限されたことや、「日本人の暮らしを維持するだけで精いっぱい」という認識が、世間の関心を低くさせ、メディアに取り上げられる機会が少ないのかもしれない。

一方、コロナ禍による失職・減収や、孤立、高齢者のフレイルなどの問題を悪化させている人が多く、「それまで福祉と縁のなかった人も突然援助が必要になった」という言葉が福祉関係者の間で頻繁に聞かれましたが、その中に外国籍住民等も多く含まれていました。民生委員・児童委員の方がたは、生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金と総合支援資金）の受付対応を社会福祉協議会（以下、社協）で行っていたことをよくご存知だと思います。

「滋賀の縁創造実践センター」（滋賀県社協）は、県内の特例貸付申請者の3分の1近くが「氏名をアルファベットで記入している方」たちだったことを報告しています¹⁾。

豊島区民社協（東京都）でも、約30%の申請者が外国籍であったこと（国別の内訳はネパールやミャンマーが特に多く、職業別では飲食店が約6割、世帯別では単身者が過半数であった）を記して

います²⁾。

緊急事態宣言が発令され、飲食業や観光業を筆頭に、サービス業などが営業自粛で大きな打撃を受けたことは誰もが知ることですが、それを支えていた外国人労働者が解雇や出勤停止という苦境に立たされていたのです。

2. 固有ニーズと普遍的ニーズ

外国籍住民等をめぐっては、労働者としての側面に着目されることが多いですが、もちろん彼らも「生活者」としての側面をもっています。どの国籍の人でも子育て、教育、健康、介護などのニーズはもちろんありますし、それに加えて外国籍ゆえの固有のニーズがあります。

たとえば言語や在留資格の問題、学校でのいじめ、雇用条件や住宅確保における不利、町内会活動や婚姻などのような日本人コミュニティへの参加のハードルなどは、国籍や文化的背景の違いに起因する問題と言えるでしょう。

国の政策のレベルにおいても、「日本には出入国を「管理」する

政策はあっても、外国人に対する「社会保障(年金・医療・福祉)」のための政策は弱い」という批判意見があります。医療、福祉、教育、住まいなどさまざまなサービスが「日本人のみを想定したもの」になつていないか、折に触れて点検する必要があるでしょう。

たとえば「ゴミ出しのルールを外国人が守らない」ということをよく指摘されますが、そもそも自治体は外国籍の方にもわかるような表記をしているか、ということから問い直さなければなりません。

したがって、外国籍住民等の方々がたと地域で共に暮らすには、その人びとが「固有に持つニーズ」を充足するための援助と、誰もがもつ「普遍的なニーズ」の充足の際に多文化を前提にすること(たとえば、各言語でパンフレットを作るとか、相談窓口に相手の言語や文化に通じた相談者・通訳を置くなど)の両方を考える必要があります。それは、相談援助のような直接的援助の場面でも、まちづくりのような間接的な援助の場合でも同様です(表1)³⁾。

表1 ● 文化的背景の異なる人びとへの援助の分類

	直接的援助	間接的援助
① 固有の課題への対応	通訳・翻訳、各種相談援助(在留資格、就労、教育、居住、無年金問題、地域からの孤立・排除など)、エンパワメント	外国人同士のネットワークをつくる、地域のネットワークに迎え入れる、支援団体(NPOなど)のバックアップ、行事開催、普及・啓発(差別撤廃など)、訴訟・集団行動(不当解雇撤廃など)、政策・制度条件の整備・改善要求(在留資格、参政権、医療・福祉・教育など)
② 普遍的課題に対するサービスの多文化化	福祉サービスの多文化化(相談援助、介護、保育など)、医療・保健、教育、労働、趣味・娯楽など関連サービスの多文化化	

(注)分類は概念上のものであり、実際には相談援助とネットワークづくりがリンクするなど、複合的活用が想定される。

(筆者作成)

3. 援助の細分化、専門化

ここまで見てきたように、外国籍住民等の援助と言っても、「通訳者さえいればよい」という単純な話ではありません。相手の置かれた政治・経済的状况、言語・文化・宗教に関する事情、心情などを援助者がよく理解し、寄り添い、自立生活支援をする視点がなければ、ニーズを正確に掴むことが難しいからです。

外国人の支援を行うNPOもたくさんありますが、テーマごとに細分化・専門化しているような傾向も見られます。たとえば、外国にルーツをもつ子どもたちの発達支援に特化したNPOや、医療的な支援を専門とするNPOなどもあり、それぞれ専門性の高い活動をしています。

たとえば、あるNPO法人は医療通訳を専門としています。医学の知識をもつ通訳者が、病院やクリニックに付き添う援助をしています。ある外国籍の母親が幼い息子を伴って受診したことがありました。母親はあまり日本語ができ

ませんが、息子は勉強や遊びを通じて日本語が得意だったからです。

医師が「お母さんは緊急手術をしなければいけない」と診断したのに対し、通訳のほうの息子は、お母さんが手術するのはかわいそうだと思っただけ、あろうことか「もう治ったから帰っていいとお医者さんが言ってる」と伝えてしまったのです。そのような場面を目の当たりにし、医療通訳者は、母と子の気持ちに寄り添い、温かく支えます。ここからもわかるように、決して「言葉ができればよい」ということではなく、援助する相手を人として尊重し、個別の事情に即して伴走者となって援助することが大切だと理解いただけたと思います。

通訳のような〈個別ニーズ〉の充足だけでなく、たとえば子ども食堂や学習支援のような〈普遍的ニーズ〉の充足の場で、日本人の子どもと外国籍の子どもと一緒に参加することは珍しくありません。しかしその場合でも、「日本人と同じように接する」だけでなく「個々の事情や心情を把握して個

別的に接する」ことも欠かせません。

民生委員・児童委員の方がたがそうした高度な専門性を備えなければならぬ、ということではありません。事例のような専門機関・団体をなるべく把握しておき、必要な時には一緒に活動できるようにしておくことが大切なのです。根底にあるのは、人としての尊厳と温かい眼差しをもって個別的に寄り添う姿勢、つまり皆さんがもっているものです。

4. 地域共生社会における多文化共生

今、政府は「地域共生社会の実現」に向けた政策に力を入れていきます。自治体の施策ではありませんが、鍵を握るのは地域福祉を支える関係者です。今までと違うことをしようというのではなく、「私たちのやり方を前進させよう」という発想が大事です。これを機に、これまでつなかりの弱かった担い手との協力関係が生まれ、援助できていなかった人びとを幸せにできれば何よりです。

地域共生社会では、「誰もが住み慣れた地域で、役割や生きがいを持って暮らし続けられること」が目標ですが、「誰もが」と言いながら外国籍住民等が漏れていることもあります。

元来、社会福祉はマイノリティ（社会的な少数者、立場の弱い人びと）の権利や生活を守るのが役割です。マイノリティの中でも相対的にメジャーな存在である高齢者、障がい者、児童などは制度でカバーされる一方、「マイノリティの中のマイノリティ」とも呼ばれる外国籍住民等、性的少数者、刑余者などは不利な立場に置かれたままになりがちです。同じ「共生」を使いながらも「地域共生」と「多文化共生」の議論が交わら

ないという指摘もあります⁴⁾。真に誰もが安心できる地域、多様な方がたが色々な価値観を認めあえる豊かな社会づくりをめざしていきたいと思います。

〈参考資料〉

- 1) 滋賀の縁創造実践センター「滋賀県における生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付利用世帯の状況」、2021年
- 2) 勝又健太・梅澤稔・加山弾「コロナ禍における社会福祉協議会の実践に関する考察（Ⅱ）―豊島区民社会福祉協議会による特例貸付の事例をもとに―」東洋大学社会福祉学会編『東洋大学社会福祉研究』（14）、30～39頁、2021年
- 3) 加山弾「地域におけるソーシャル・エクスクルージョン―沖縄からの移住者コミュニティをめぐる地域福祉の課題」有斐閣、2014年
- 4) 武川正吾「地域福祉の主流化その後―地域福祉と多文化共生社会―」上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割―地域福祉実践の挑戦―』ミネルヴァ書房、19～36頁、2020年

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- ① 自市区町村で暮らす在外外国人の数や、自治体のリーフレットやホームページの多言語対応状況など、地域の在日外国人等を取り巻く状況を調べてみましょう。
- ② 在日外国人等向けの支援団体や、ネットワークなど地域内にある社会資源について確認してみましょう。また、民児協としてできる取り組みがないか話しあってみましょう。

事例紹介

生野区における多文化共生のまちづくりと
民生委員・児童委員活動の取り組み◆ 大阪市長の
生野区民生委員児童委員協議会

会長 四宮 政利

生野区は大阪市の24行政区の一つで人口は約12万6000人、外国籍住民は約2万7000人で外国籍住民の比率が大阪市内で最も高く、住民の5人に1人が外国籍で約60か国以上の国から集まったさまざまな人たちが住みながら世界につながるまちです。なかでも74%と多いのが韓国・朝鮮籍の住民です。

区における「多文化共生の取り組み」として、多文化カフェを開催し意見交換、「やさしい日本語」での情報発信、『広報-KUNO』の毎年2月号で「多文化共生」に関する記事の掲載を実施しています。

民生委員・児童委員（以下、民生委員）には、在日外国籍住民等が、文化や生活環境の違いから、地域社会に溶け込めず孤立した生

活を強いられることでさまざまな相談があり、そのつど関係行政機関と連携し、解決に努めています。

アンケートから見た
外国籍住民等に対する
現状、課題

平成20（2008）年から25（2013）年にかけて5地区で、「地区民児協と生野区地域福祉アクションプラン推進委員会、在日韓国朝鮮人・外国籍住民部会との懇談会」が開催されました。

平成29（2017）年には地区との懇談会に参加していた大学教員とプロジェクトを実施しました。このプロジェクトは、社会福祉を学ぶ大学生12名と教員1名の合計13名が、6月～11月の5か月間、体験学習、インタビュー調査、地

区協議会でのディスカッションに参加し、民生委員活動を体験するというものでした。

このプロジェクトを実施することで学生の皆さんに民生委員活動への理解と関心をもってもらうと同時に、参加した委員にとつては、委員活動の基本を再認識し、今後の活動の方向性を見出す機会になりました。

次に、教員から民生委員活動および多文化共生の地域づくりの課題に関する調査の申し出があり、生野区全委員241名を対象にアンケートを実施し、71・3%の回答がありました。アンケートからは、多文化共生の地域づくりに協働できるシステムづくり、居住歴の短い外国籍住民等との関係構築、住民活動の活用、地域住民に対する多文化共生の伝え方などへの、1人ひとりの委員の活動に対する思いや、難しさが読み取れました。この3年間は新型コロナウイルスの感染拡大のため、研修や集会が実施できませんでしたが、少しずつ活動を再開しました。

具体的には、『広報-KUNO』

や、「やさしい日本語」の周知、外国人の子どもが日本の学校へ入る時の手続きや、防災情報・生活情報の多言語での情報発信を、担当する地域に住む多くの外国籍住民等に直接会って伝えていきます。

また、生野区ボランティア・市民活動センターに登録された、国際・多文化交流グループとの話しあいも再開したいと考えています。

今後について

生野区は民生委員が国籍に関係なく日々努力し、国際交流が進んでいる区です。

しかし、高齢者、特に在日一世の人に、認知症による日本語忘れなどに起因する言葉の壁や、文化の違いなどがあるなかで民生委員やその活動を高齢者に理解していただくことが課題です。今後も、行政や社会福祉協議会や、多くのボランティアグループと連携しながら、外国籍住民等と理解・協力できる地域づくりに貢献したいと思っています。

障がいのある方に対する

「避難誘導地図」

「要支援意思表示タオル」の配付

兵庫県明石市民生児童委員協議会

はじめに

明石市は兵庫県の南部に位置する人口約30万人の都市です。日本の時刻の基準となる、東経135度子午線が通る「日本標準時のまち」「時のまち」として知られています。

「避難誘導地図」「要支援意思表示タオル」作成の経緯と内容

明石市民生児童委員協議会では、高齢、障がい、児童の各分野について学習を行う「専門部会」を設置しており、そのひとつ、「障害福祉専門部会」では、地域に詳しく、また、要支援者の障がいの程度を把

握する自分たちが、地域で暮らす障がいのある方にお手伝いできることはないかと検討を重ねてきました。

その中で、災害時に障がいのある方が、ご家族や近隣住民とともに避難所へ安全に避難できるように、地域で防災の取り組みがすすむきっかけになればと考え、自宅から避難所までの経路を示した「避難誘導地図」を障がいのある方やそのご家族と一緒に作成することにしました。

また、障がいのある方が、日常生活や災害時の避難生活などにおいて、周囲から声がけしてもらいやすくなるよう、一見しただけで、手助けが必要な方だと分かる「要支

援意思表示タオル」(首にかけると、正面からは、「支援をお願いします」、後ろからは、「HELP」と読める)を合わせて作成することにしました。

取り組み状況について

明石市では、毎年3月から5月頃にかけて、市が管理する避難行動要支援者名簿の登録者を民生委員・児童委員が全戸訪問しています。平成26(2014)年3月から、名簿登録者の中で、過去1年間に新たに重度障害者区分(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者)で登録された方を対象に、「避難誘導地図」を作成し、「要支援意思表示タオル」とともに配付しています。

今後の取り組みについて

近い将来発生が予想される南海トラフ地震や、近年全国で多発する豪雨災害などでは、その規模が大きいほど公的な支援「公助」が



「避難誘導地図」と「要支援意思表示タオル」

遅れ、「自助」や地域での「共助」が重要になると言われています。

本事業の対象としている方がたは、ご自身の力だけでは避難することが難しい方がたです。

いざという時にお互いに助けあいながら、みんなで安全に避難するには、「日ごろからの近所付きあい」が大切となります。この取り組みを続けるなかで、地域の支えあいの輪が少しでも広がるよう、今後も活動を展開していきたいと考えています。

得能会長が、静岡県熱海市

土石流災害の被災地を訪問

令和3(2021)年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土石流では、災害関連死も含めて27人が犠牲となりました。土石流による建物の被害は住宅等136棟にのぼり、現時点でも約200名が地元を離れ、市内外の公営住宅や賃貸住宅を活用した「みなし仮設住宅」に入居しています。土石流が起こった伊豆山地区の逢初川の周辺は警戒区域に指定され、原則として立ち入りが禁止されたままとなっています。そのようななか、令和4(20



被災現場を視察する得能会長

22)年7月30日、全民児連・得能金市会長が静岡県民児協役員とともに被災地を訪問し、被災時の状況や当時の支援活動および1年経過した現在の状況について情報交換を行いました。

熱海市民生委員児童委員協議会の谷口成伸会長によると、令和3(2021)年7月3日午前10時半ごろ、市内にけたたましいサイレンが鳴り、伊豆山で災害が発生したことを知ったそうです。ただちに民生委員・児童委員(以下、民生員)の安否確認にあたり、市民児協で亡くなった方はいないことを確認して胸をなでおろしたと言います。

一時的な避難所となった熱海ニューフジヤホテルでの支援活動には、市からの要請を受けて谷口会長含め5名の民生委員が参加しました。活動内容としては、避難者への支援物資の搬入・整理、各

部屋のゴミの処置、医薬品の調達、ホテル内の移動支援、また8月以降は「みなし仮設住宅」などへの転居のための荷物出しの支援にあたったとのことでした。また、被災現場に残された写真や物品をボランティアが洗浄した後に持ち主に返却するための支援にもあたりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策・プライバシー保護の観点から、原則的に避難者以外はホテルのロビーから先には入ることができず、フロントから電話をかけてもらい、本人の許可がとれたところで居室を訪問したり、ロビーに出てきていただくなど、避難者とコミュニケーションをとるのに手間取ることもあったとのことでした。

また、避難所には、日本赤十字社や看護協会、DMAT^{*1}、DWAT^{*2}などさまざまな専門職団体が訪れており、関係機関とのつながりを確保し、自主防災会や町内会との横の連携を支援に生かすことが重要と谷口会長は指摘しました。

「みなし仮設住宅」に転居した被災者のうち民生委員の訪問を了解



情報交換を行う様子

した方については、行政から氏名・住所の情報提供を受け、各戸への訪問活動を実施したそうです。得能会長は、熱海市民児協の継続的な支援活動に謝意を示すとともに、地域のことを最もよく知っている民生委員の活動環境整備、個人情報の適切な取扱い、地域ごとの特性をふまえた災害に備える活動指針作成の重要性を指摘し、全民児連として引き続きサポートしていく考えを述べました。

※1 DMAT: Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム)
発災からおおむね48時間以内に医療搬送や、現場活動などを行う専門的な訓練を受けた医療チーム

※2 DWAT: Disaster Welfare Assistance Team (災害派遣福祉チーム)
発災時の一般避難所で要配慮者に対し、福祉支援を行う福祉専門職で構成されるチーム

人権について考える



犯罪被害者等の人権について考える②

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者とは

平成16(2004)年秋の臨時国会(第161回国会)において、「犯罪被害者等基本法」が成立しました。基本法における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族をいいます。事件や事故の被害に遭ったご本人、ご遺族、ご家族、ごきょうだい、関係者等の方の犯罪の被害に起因する心身への影響は、被害者の年齢によって異なり、被害直後から影響が出る被害者もいれば、被害後数か月から1年後に影響が出てくる被害者もいます。回復にかかる期間は人それぞれです。また、子どもにとって犯罪被害に遭うことは、生命の危機を感じ、圧倒的な無力感を覚える恐怖体験です。子ども自身の回復力や適切なサポートの有無によって左右されますが、中長期にわたり心身にさまざまな

な後遺症が現れることは少なくありません。

「被害者は悪くない」という考え方を知ってください

被害者に落ち度があったから被害に遭うわけではありません。被害者から相談を受けた時に「あなたが悪かったのでは？」など、被害者に落ち度があったように対応することは間違いです。被害者は自分の行動が被害に遭う原因だったのだと思ってしまいます。また、相談された内容に相談を受けた側が冷静に受け止められずに、「なんで黙っていたの？」と叱責してしまうことはあってはならないことです。被害者はそのような対応を受けると「やっぱり自分が悪かったから」とさらに自分を責めてしまいます。「もう忘れれば」と被害に遭ったことをなかったようにする態度もしないようにしましょう。被害者にとって誰かに話すこと、相談す

ることはとても勇気が必要とする行為です。被害者が話すことを遮らずに、そのまま話を聞いてください。傾聴(被害者の言葉を否定せず、耳と心を傾けて聴くこと)することが望ましいとされています。そして、もし相談を受けたら「よく相談してくれましたね」と、労いの言葉を掛けることも大事なことです。

マンガ『こんなとき、どうする？ 知って、考える 犯罪被害者支援』

被害者が被害に遭った後に置かれる状況、被害に遭ったことで直面するさまざまな問題、悩みごとや困っていること、助けてほしいことについて相談できる機関について紹介しています。二次元バーコードからお読みください。



左記の二次元バーコードからマンガをお読みいただけます

と想う人を探し続けましょう。

民鏡



本郷 俊明

京都府民生児童委員協議会
会長・本紙編集委員長

▼新型コロナウイルス感染症が第7波に入り、この3年間未曾有の厳しい状況にありますが、私たち民生児童委員は支援を必要とする人々の命と暮らしを守るため、使命感をもって活動してきました

▼私たちは外出機会が減少するなかでも創意工夫を凝らして見守り活動を継続してきましたし、ACジャパンをはじめ緻密な市民広報にも取り組んできました。しかし、全市民連が今年3月に実施した10代から70代の1万人を対象としたアンケートでは、民生児童委員の役割や活動内容まで知っているとの詳細認知割合は、5.4%と前回(3年前)より2.5%低下という結果になりました。市民への周知が進んでいません▼一方、社会では地域の疎遠、孤立、孤独、ひとり親家庭、ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮の問題など課題が顕在化し、行政の対応も重要ですが、住民一人ひとりが身近にある課題に気づき、解決に向けて、一緒に取り組んでいくことが何よりも大切です▼今年は一斉改選です。なにより確保の状況は厳しいですが、105年続く民生委員制度を守るため、人の心に寄り添いながら一隅を照らせるようになりたいと思う人を探し続けましょう。

民生委員・児童委員の
ひろば 10月号 2022 OCTOBER

令和4年10月1日発行
(毎月1回1日発行)第832号
昭和31年5月18日
第三種郵便物認可

●発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人／松島 紀由
●編集人／熊坂 淳
●定 価／1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧いただくためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内



全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

民生委員・児童委員PRグッズの
PR名刺(顔写真付名刺)が
10月末で受付終了となります。

作成を検討されている方は
お早めにご注文ください。
全市民連のホームページより
ご注文いただけます。

全市民連 で検索
互助共励 で検索

